

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 公用車管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する公用車の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(公用車の範囲)

第2条 公用車とは、本会所有の原動機付自転車以上の自動車をいう。

(管理責任者)

第3条 公用車に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、会長の指名する者とする。

(使用の範囲)

第4条 公用車の使用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会の事業で使用するとき
- (2) 町の機関が主催する事業又は本会に登録・所属しているグループが研修等で公用車使用について会長が必要と認めたとき
- (3) 地域福祉増進のため公用車使用について会長が特に必要と認めたとき

(使用の許可)

第5条 前条第1項(2)(3)により公用車を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、第1号様式による公用車使用願（以下「使用願」という。）を、使用しようとする日の30日から5日前までに会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、公用車の使用許可を与えないものとする。ただし、会長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律 第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日
- (2) 公用車の使用時間が、午前8時30分から午後5時以外に及ぶとき
- (3) 公用車の使用期間が、引き続き2日以上にわたるとき
- (4) 公用車の運行予定距離が、300キロメートルをこえるとき
- (5) 公用車の運行管理上支障があると認めるとき

(使用の禁止)

第7条 公用車使用後前条各号の一に該当する事実があった使用者に対し、以後使用許可を与えないものとする。

(運転者)

第8条 第4条第1項(2)(3)の使用については、使用者が運転者を選任するものとする。ただし、会長が承認する者でなければ運転することができない。

(遵守義務)

第9条 運転者は、常に交通安全と危険防止の注意を怠ってはならない。

(車両の整備点検)

第10条 運転者は、使用の際、始業・終了点検を行わなければならない。

2 前項の点検の際、公用車について修繕する箇所等を発見したときは、会長に届け出てその指示を受けなければならない。

(盗難の予防)

第11条 運転者は、当該公用車を駐車しておくときは、施錠し、盗難の予防に万全を期さなければならない。

(損害賠償)

第12条 公用車使用の際、他者により損害を受け運転者及び同乗者が負傷し、又は公用車が損傷した場合は、相手方にその損害を賠償せしめるものとする。

2 第4条第1項(2)(3)の使用の事故等については、使用者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合はこの限りでない。

(事故報告等)

第13条 公用車の運転中に事故が発生したときは、運転者は交通法規に定められた必要な処置をとり、直ちに事故の状況を会長に報告のうえ、適切な指示を受けるとともに帰局後遅滞なく第2号様式による公用車運転事故報告書及び第3号様式による公用車運転事故始末書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、事故の報告があったときは、速やかにその事実を調査確認のうえ、当該事故の処理にあたらなければならない。

(運転日誌)

第14条 運転者は公用車を使用後、別に定める運転日誌に記載し、事務局長の決裁を受けなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(条文の改訂)

付 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。(条文の改訂)

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(条文の改訂)

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。(条文の改訂)

公用車使用願

使 用 団 体 名		
使 用 予 定 日 時	年 月 日	時～ 時まで
用 務		
運 行 先		
運行経路及び運行予定距離	キロメートル	
運転者名及び乗車人員		人
使 用 責 任 者 名	Ⓜ	

上記願は、次の条件を付して、許可する。
次の理由により許可できない。

許可条件又は許可できない理由	
----------------	--

年 月 日

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会長

Ⓜ

公用車運転事故報告書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会長 殿

運転者

⑩

事 故 発 生	日	時	年 月 日 (曜日)				
	場	所					
相 手 方	住	所					
	氏	名					
	電	話	番	号			
	免	許	証	番	号		
	会	社	名				
事 故 車 両	当		方		相		
	車	名	登	録	番	号	
損 害 程 度							
事 故 状 況							
備 考							

第3号様式

公用車運転事故始末書

年 月 日

社会福祉法人

斑鳩町社会福祉協議会
会長 殿

運転者

⑩

事 故 発 生	日 時	年 月 日 (曜日)	
	場 所	時 分	
事 故 車 両	車 名	登 録 番 号	
事故状況			